

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和7年8月8日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札業務

令和7年度 奈良県内企業魅力発見事業業務委託

2 委託業務内容

「令和7年度 奈良県内企業魅力発見事業業務委託仕様書」のとお

3 委託期間

契約日から令和8年3月27日まで

4 履行場所

仕様書のとお

5 その他

詳細は仕様書によります

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3)物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、主たる営業種目を「Q7諸サービス④旅行業」に登録をしている者であること。
- (4)旅行業法における第1種旅行業者、第2種旅行業者又は第3種旅行業者の登録を受けた者であること。
- (5)公告日から過去5年間に国又は地方公共団体と同種及び同規模の契約を複数回締結し、これを誠実に履行した者であること。

第3 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、第5の4で示す期日までに競争入札参加資格確認申請を行い、第2に示す要件を満たしているかの確認を受けなければなりま

せん。

第4 入札方法

- 1 入札は、業務委託一式の金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された課税対象金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）に非課税対象金額を加算した額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の内、課税対象分の110分の100に相当する金額と非課税対象分の金額を分けて、入札書に記載してください。
- 2 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- 3 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出してください。
- 4 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- 5 再度（2回目の）入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約の受付に入ることがあります。その際、見積書が必要となりますので、1部用意してください。
- 6 入札の際には、入札参加資格確認通知書（又はその写し）を持参してください。郵便により入札を行う場合は、確認通知書の写しを入札書に同封してください。

第5 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称、入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県産業部 人材・雇用政策課 人材確保推進係（県庁主棟6階）
電話番号（直通）0742-27-8812
なお、入札説明書及び仕様書については、奈良県人材・雇用政策課のホームページからもダウンロードできます。（<https://www.pref.nara.jp/32514.htm>）
- 2 入札説明書及び仕様書の交付期間
令和7年8月8日（金）から令和7年9月1日（月）
（1に示す交付場所による交付の場合は、平日の午前9時から午後5時まで（正午

から午後1時までを除く。)に限ります。)

- 3 入札説明会の日時及び場所 実施しません
- 4 競争入札参加資格確認申請 令和7年9月1日(月)午後5時まで
- 5 入札書の提出
令和7年9月9日(火)午後5時まで
- 6 開札の日時及び場所
日時 令和7年9月10日(水)午前10時から
場所 奈良県庁 情報管理棟 1階入札室
- 7 その他詳細は、入札説明書によります。

第6 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「令和7年度奈良県内企業魅力発見事業業務委託に係る入札書」と朱書きして、令和7年9月9日(火)午後5時までに到着(必着)するようにしてください。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、直ちに再度入札を行うことといたしますので、入札書は、初度(1回目)入札に係る入札書と再度(2回目)入札に係る入札書の郵便を認めるものとします。

第7 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- 2 入札保証金
入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付するものとします。
ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第4条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者である場合は免除します。
- 3 契約保証金
契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者である場合は免除します。
- 4 契約書作成の要否
奈良県契約規則第17条により作成を要します。
- 5 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該

当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、直ちに再度（2回目の）入札を実施します。

7 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次に掲げる(1)から(7)までのいずれかに該当する事由が生じ、又は該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

8 契約の解除

契約締結後、契約者について7の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、もしくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、7の(1)及び(3)から(5)までの中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

9 その他

- (1) 契約条項等に関することは、第5の1にお問い合わせください。
- (2) その他詳細は、入札説明書及び仕様書によります。